

照明利用券の購入方法について

平成24年度より、学校スポーツ開放照明利用券（以下「照明利用券」という。）の購入により、電気料実費相当分の負担をお願いしているところではありますが、平成25年度より手続が一部変更となりますので、ご協力をお願いいたします。

① 利用団体登録証の提示

平成24年度の購入の際に提出していただいております、「照明利用券申込書」について、今年度より、**廃止**とさせていただきます。

そのため、照明利用券購入時は**必ず**「**学校スポーツ開放利用団体登録証**」の提示をお願いいたします。

② 照明利用券券種の変更

平成24年度は「10枚綴り券」と「バラ券」を発行しておりましたが、今年度より券種を1種類に統一し、1枚単位での販売といたします。また、年度毎に券の色を変更させていただきます。

③ 照明利用券の払い戻し

照明利用券の払い戻しは、照明利用券を購入した年度内で払い戻しいたします。ただし、これまでと同様に**照明利用券に有効期限はございません**ので、翌年度以降もご使用いただけます。また、昨年度に購入していただいている照明利用券もご使用いただけます。

ご理解・ご協力をお願いいたします。